

松江市がけ地近接等危険住宅移転関係事業補助金交付要綱（平成 17 年松江市告示第 143 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
松江市がけ地近接等危険住宅移転____ 事業補助金交付要綱 (趣旨)		松江市がけ地近接等危険住宅移転 <u>関係</u> 事業補助金交付要綱 (趣旨)	
第 1 条 市の交付する松江市がけ地近接等危険住宅移転____事業補助金については、松江市補助金等交付規則(平成 17 年松江市規則第 48 号)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。 (補助金交付の目的等)		第 1 条 市の交付する松江市がけ地近接等危険住宅移転 <u>関係</u> 事業補助金については、松江市補助金等交付規則(平成 17 年松江市規則第 48 号)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。 (補助金交付の目的等)	
第 3 条 補助金の名称、補助金 <u>の</u> 交付の目的、補助金の交付対象 <u>事業費</u> 、補助金 <u>の</u> 額及び補助事業者は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。		第 3 条 補助金の名称、補助金__交付の目的、補助金の交付対象 <u>経費</u> 、補助金__額及び補助事業者は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。	
補助金の名称	<u>松江市</u> がけ地近接等危険住宅移転__ __事業補助金	補助金の名称	____がけ地近接等危険住宅移転 <u>関係</u> <u>係</u> 事業補助金
補助金 <u>の</u> 交付の目的	がけ地の崩壊等のおそれのある区域において、 <u>安全な区域への</u> 危険住宅の移転を行う者に対し、当該事業に要する費用の一部を補助することにより、市民の生命の安全を確保する。	補助金__交付の目的	がけ地の崩壊等のおそれのある区域において、____危険住宅の移転を行う者に対し、当該事業に要する費用の一部を補助することにより、市民の生命の安全を確保する。
補助金の	(1) 略	補助金の	(1) 略

<p>交付対象 事業費</p>	<p>(2) 建物助成費 危険住宅の移転を行う者が危険住宅に代わる住宅の建設、<u> </u>購入(これに必要な土地の取得及び造成を含む。)及び改修をするために要する資金を金融機関その他の機関から借り入れた場合の、当該借入金利子(年利率8.5パーセントを限度とする。)<u>。ただし、危険住宅に代わる住宅の新築は省エネ基準(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第2条第1項第3号に定める建築物エネルギー消費性能基準)に適合するものに限る。</u></p>	<p>交付対象 経費</p>	<p>(2) 建物助成費 危険住宅の移転を行う者が危険住宅に代わる住宅の建設又は購入(これに必要な土地の取得及び造成を含む。)<u> </u>をするために要する資金を金融機関その他の機関から借り入れた場合の、当該借入金利子(年利率8.5パーセントを限度とする。)</p>
<p>補助金の額</p>	<p>略</p>	<p>補助金__ 額</p>	<p>略</p>
<p>略</p>	<p>略</p>		

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。